

入管庁管第 45 号
開海発第 0110 第 1 号
令和 6 年 1 月 10 日

外国人技能実習機構 総務部長 殿
指導援助部長 殿
技能実習部長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省参事官(海外人材育成担当)
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震による災害に伴う技能実習への対応について(依頼)

令和 6 年能登半島地震(以下「能登半島地震」という)による災害に伴う技能実習への対応については、令和 6 年 1 月 5 日付け入管庁管第 15 号、開海発 0105 第 1 号「令和 6 年能登半島地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について」によりお知らせしているところですが、今般、下記のとおり技能実習特別相談窓口の設置及び技能実習に関する届出等について連絡するので、監理団体・実習実施者宛のリーフレット(別添 1)等により、被災した監理団体、実習実施者及び技能実習生への対応に遺漏なきようよろしくお願いします。

また、技能実習生手帳アプリにおいては、言語別の災害情報も掲載していますので、引き続き、技能実習生に対する周知をよろしくお願いします。

なお、状況を踏まえ、その他必要な措置等を講じた場合は別途お知らせします。

記

1 技能実習特別相談窓口の設置について

能登半島地震に関して、監理団体、実習実施者及び技能実習生からの相談に的確・適切に対応するため、外国人技能実習機構本部、富山支所及び長野支所に技能実習特別相談窓口(以下「相談窓口」という)を設置し、相談を受け付けること。相談窓口の対応にあたっては必要に応じて、応援態勢を検討すること。

相談窓口は、監理団体及び実習実施者については外国人技能実習機構本部、富山支所及び長野支所に設置すること。また、技能実習生向けは

外国人技能実習機構本部の母国語相談において対応すること。

なお、相談対応にあたっては相談者が被災者であることを考慮し、寄り添った対応を心がけること。

2 届出等について

実習実施者が能登半島地震による被災により技能実習の継続が困難となった場合又は技能実習計画の変更を余儀なくされた場合には、技能実習実施困難時届出や技能実習計画の変更認定申請等が必要となるので、監理団体及び実習実施者へ周知すること。

技能実習実施困難時届出については、技能実習制度運用要領（令和5年4月出入国在留管理庁・厚生労働省編）第4章第10節及び第5章第10節により、困難になった事由が発生してから2週間以内の提出を求めているところであるが、状況を勘案し、提出が可能となった段階において速やかに届け出させることとしても差し支えない。

なお、在留期限が到来する技能実習生に係る相談があった場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署を案内すること。

3 実習先の変更について

実習実施者が能登半島地震により被災し、事業の継続が困難となり、かつ技能実習生が実習の継続を希望する場合は、監理団体（企業単独型技能実習については企業単独型実習実施者、以下同様。）の責任において新たな実習先を探すことになる。

監理団体も被災、又は傘下企業等に受入先が見つからないなど、スムーズな実習先の変更を行うことができない場合も想定されるので、その場合は外国人技能実習機構において実習先の変更に係る支援を行うこと。

4 監理事業の休止について

監理団体が能登半島地震による被災により監理事業の全部又は一部を休止しなければならなくなった場合には、事業休止届出書の提出が必要となるので監理団体へ周知すること。

5 相談件数の報告について

相談窓口において対応した報告については、別添2により集計し、実績を主務省庁に報告すること。提出期日については別途、連絡する。

監理団体及び実習実施者の皆さまへ

令和6年能登半島地震により被災され、技能実習の継続が困難等になった場合の手続等について

令和6年能登半島地震により被災され、技能実習の継続が困難となった場合や技能実習生からの相談があった場合の対応について、以下のとおりお知らせします。

具体的な手続については、別紙の相談窓口までお問い合わせください。

なお、本件災害の影響を受けて、実習実施者の事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）が被災した技能実習生について、当該事業所における瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。

1 届出等について

被災により技能実習の継続が困難となった場合又は計画の変更を余儀なくされた場合には、技能実習実施困難時届出や技能実習計画の変更認定申請等が必要となります。技能実習実施困難時届出については、困難になった事由が発生してから2週間以内の提出を求めているところですが、状況を勘案し、提出が可能となった段階において速やかに届け出ることで差し支えありません。

なお、在留期限が到来する技能実習生に係る手続については、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

2 実習先の変更について

実習先の事業の継続が困難となったものの技能実習生が実習の継続を希望する場合は、監理団体（企業単独型技能実習については企業単独型実習実施者、以下同様。）の責任において新たな実習先を探すこととなっていますが、監理団体も被災、あるいは傘下企業等に受入先が見つからないなど、スムーズな実習先の変更を行うことができない場合には、当機構において実習先の変更に係る支援を行いますので御相談ください。

3 監理事業の休止について

監理団体が被災により監理事業の全部又は一部を休止しなければならなくなった場合には、事業休止届出書の提出が必要となります。

4 母国語相談について

受け入れている技能実習生が被災によりお困りの場合には、[母国語相談窓口](#)（※）の活用を御案内していただくようお願いいたします。各言語ごとの連絡先を御案内しています（別紙の各言語の案内を御参照下さい。）。

※<https://www.otit.go.jp/files/user/210331-1.pdf>

外国人技能実習機構

(Organization for Technical Intern Training (OTIT))

令和6年能登半島地震の災害による 技能実習特別相談窓口について

令和6年能登半島地震により被災された監理団体、実習実施者及び技能実習生の皆様からの相談については、以下の相談窓口において受け付けております。

皆様からの御相談をお受けしていますので、御連絡ください。

監理団体及び実習実施者の皆さま向け特別相談窓口

特別相談窓口一覧

○ 技能実習の中断、技能実習計画の変更などに関すること

- ・ 外国人技能実習機構 富山支所（富山県、石川県、福井県）

TEL 076-471-8564

- ・ 外国人技能実習機構 長野支所（新潟県、長野県）

TEL 026-217-3556

※下線は、災害救助法の適用地域が含まれる県

○ 受検手続に関すること

- ・ 外国人技能実習機構本部技能実習部 認定課整備班

TEL 03-6712-1974

○ 監理団体の監理事業の全部又は一部を休止する場合などに関すること

- ・ 外国人技能実習機構本部技能実習部 審査課

TEL 03-6712-1923

その他問合せ窓口

○ [外国人技能実習機構問合せ先一覧](https://www.otit.go.jp/contact/)

<https://www.otit.go.jp/contact/>

○ [最寄りの地方出入国在留管理官署](https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html)

（外国人在留総合インフォメーションセンター）

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>

外国人技能実習機構

(Organization for Technical Intern Training (OTIT))

きのうじっしゅうせい みな む とくべつそうだんまどぐち ぼこくごそうだん
技能実習生の皆さま向け特別相談窓口（母国語相談）

れいわろくねんのはんとうじしん ひさい ぎのうじっしゅうせい みなさま そうだん ぼこくご
 令和6年能登半島地震により被災された技能実習生の皆様からの相談については、母国語
 そうだん とくべつそうだんまどぐち う つ
 相談の特別相談窓口において受け付けています。

ひさい こま てん そうだん う れんらく
 被災によりお困りの点があればご相談をお受けしますので、ご連絡ください。

とくべつそうだんまどぐち
特別相談窓口

<p>Tiếng Việt</p>	<p>Khi bạn gặp khó khăn, hãy liên lạc đến đường dây tư vấn bằng ngôn ngữ bản địa của hiệp hội OTIT!! Tại OTIT, chúng tôi tiếp nhận tư vấn cả qua thư điện tử. Tiếp nhận 24h hàng ngày thông qua trang tư vấn bằng ngôn ngữ bản địa</p>	<p>Số điện thoại nóng tư vấn bằng tiếng mẹ đẻ Từ thứ hai đến thứ sáu Thời gian: 11:00-19:00 * Miễn phí cước gọi điện. * Đối với điện thoại công cộng, xin hãy cho vào máy 10 yên. Sau khi cuộc gọi kết thúc, 10 yên sẽ được hoàn lại.</p>	<p>Điện thoại: 0120-250-168</p>	
<p>中文</p>	<p>遇到困难请与 OTIT 母语咨询联系！ OTIT 也接受电子邮件的咨询。 母语咨询网站 24 小时受理</p>	<p>母语咨询热线 每周：周一、三、五 时间：11：00～19：00 ※ 免费电话。 ※ 如果打公用电话，则请投入 10 日元硬币。通话结束后 10 日元硬币会退出来</p>	<p>电话： 0120-250-169</p>	
<p>Bahasa Indonesia</p>	<p>Khi bạn gặp khó khăn, hãy liên lạc đến đường dây tư vấn bằng ngôn ngữ bản địa của hiệp hội OTIT!! Tại OTIT, chúng tôi tiếp nhận tư vấn cả qua thư điện tử. Tiếp nhận 24h hàng ngày thông qua trang tư vấn bằng ngôn ngữ bản địa</p>	<p>Hari : Selasa/Kamis Waktu : 11:00 - 19:00 * Gratis biaya telepon * Silakan memasukkan 10 yen jika menggunakan telepon umum. Setelah pembicaraan selesai, 10 yen tersebut akan kembali.</p>	<p>Telepon : 0120-250-192</p>	<p>e-mail: support-soudan@otit.go.jp</p>
<p>WIKANG PILIPINO</p>	<p>Kapag may pangangamba o anumang problema, gamitin ang pagkakataong kumonsulta sa OTIT sa inyong sariling wika !!! Maaari ring kumonsulta sa OTIT sa pamamagitan ng e-mail. Ang tanggapan ito ay bukas nang 24 oras kaya't maaaring magpadala ng e-mail sa sariling wika kahit anong oras.</p>	<p>Twing Martes, Huwebes at Sabado Oras: 11:00 - 19:00 (Sabado: 9:00-17:00) * Walang bayad ang konsultasyon. * Kapag gumamit ng teleponong pampubliko, mangyaring maghulog ng sampung (10) yen para makatawag sa aming tanggapan. Matapos ang konsultasyon at pagbaba ng telepono, babalik ang 10 yen.</p>	<p>Telepono: 0120-250-197</p>	

